## 例

、本巻は琉球王国評定所文書、第八巻である。

、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定 所記録及び国立公文書館蔵旧琉球藩評定所書類を収

録したものである。

一、収録史料中の標題に付されている番号(例、一五一 編纂所所蔵)の中の整理番号である。 ○など)は旧琉球藩評定所書類目録(東京大学史料

一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録(東京大学史料編纂 てある。 所所蔵)中の整理番号に従い、通巻番号順に収録し

、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録 に従っており、史料標題と異なる場合がある。

、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、および史料 本文よりなるが、各史料ごとの解題の末尾には解題

執筆者を明示してある。

、筆耕は法政大学沖縄文化研究所所蔵の写真複製本の ては浦添市立図書館沖縄学研究室所蔵の写真複製本 コピーを用いておこない、判読の困難な部分につい

と、原本で照合した。

一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよ う努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。

1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。

2 之」と表記した。 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登

3 ★(も)、ゟ(より)、メ(して)はそのまま生かし、 変体仮名も(は)、 (え)、 の(て)、 5(と)、

他は原則として平仮名に直した。

4 宛(づつ)の意味を示す完は、訂正せずそのまま

例、機→き、留→る、楚→そ、連→れ、など。

5 朱書の箇所は「 」でくくり区別した。 原文の抹消は傍点、を文字の左に付した。

用いた。

6

マ)と注記した。また、脱字については、〔〕で7 明らかな誤字・脱字については訂正したり、(マ

訂正した。

── ── と表記した。
どの理由で判読不可能なものは□□あるいはの理由で判読不可能なものは□□で示し、虫損な

合、収録段階で二つを校合しながら編集した。9(収録した史料には原本段階で二つの写しがある場

10 必要な箇所に編者注を加えたが、必要最少限にと

どめてある。

12 その他、内容を損わない範囲で編集の都合上変更11 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。

を加えてある。

14 文書・記録(日記)の内容が関連する場合には枝13 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。

番号を付した。

文末にまとめた。 15 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には関連箇所の

「 」でくくるものであるが、編集の都合上「 」記号が頻繁にでてくる。この記号は校正規則上は16 一五一三号には朱書きで丁――のような行消しの

をはずしてある。

【例】国・國→國、 両・兩→兩、

資→齎、 来→來、 回・囘→囘

和文と漢文を別番号とした。これは整理上の便宜的一、一五一〇号の文書番号は、関連するものであっても

な措置である。

## ◎をもって表示した。

、一五一三号は東京大学法制史資料室の所蔵であるが、 、一五一三号は東京大学法制史資料室の所蔵であるが、

て感謝申し上げたい。

び国立公文書館内閣文庫の理解と協力を得た。記し、本巻収録の史料の活用については東京大学法学部及